二　(一) 道路の種類　一般国道
　　(二) 路線名　三号
　　(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八代市敷川内町字本ノ間二四八八番一から同市敷川内町字三官二一九四番二まで	前	一一・〇〇～一二・〇〇メートル	〇・一一三キロメートル
	後	一二・〇〇～一三・〇〇	〇・一一三
八代市日奈久山下町字岩崎新地二六〇三番三から同市日奈久竹之内町字野添三〇四一番四まで	前	八・〇〇～一一・八〇	〇・二三〇
	後	九・〇〇～一六・三〇	〇・二三〇
熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木字神前一二四七番一から同町大字岩城字竹中五一〇番一まで	前	一〇・〇〇～一五・〇〇	〇・四八二
	後	一〇・〇〇～一七・〇〇	〇・四八二

　　(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所
　　(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本県玉名郡玉東町大字木葉字前田五四三番一から同町大字木葉字前田五四一番二まで	前	九・四〇～一〇・四〇メートル	〇・〇八八キロメートル
	後	一二・三〇～一六・三〇	〇・〇八八
荒尾市荒尾字芋尾一八〇九番一から同市宮内字本村一八七番一まで	前	一〇・九〇～一七・九〇	〇・三九三
	後	一〇・九〇～一七・九〇	〇・三九三

○九州地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十四日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号及び二百十九号	熊本県八代郡氷川町今字田中一二八番地内	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所
三号	八代市敷川内町字本ノ間二四八八番一から同市敷川内町字三官二一九四番二まで	〃
〃	八代市日奈久山下町字岩崎新地二六〇三番三から同市日奈久竹之内町字野添三〇四一番四まで	〃
〃	熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木字神前一二四七番一から同町大字岩城字竹中五一〇番一まで	〃
二百八号	熊本県玉名郡玉東町大字木葉字前田五四三番一から同町大字木葉字前田五四一番二まで	〃
〃	荒尾市荒尾字芋尾一八〇九番一から同市宮内字本村一八七番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十二年三月二十四日

○九州地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日　九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　長崎県住宅供給公社

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第二千百十一号長崎都市計画新住宅市街地開発事業諫早西部新住宅市街地開発事業

三　事業施行期間　自平成十年十二月十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十四日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百二十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
うるま市石川赤崎一丁目二四二番五から同市石川白浜一丁目一一番二まで	前	一八・三五～二六・二〇メートル	〇・一一八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一二・二五～二二・五五	〇・〇九六	
	A	一八・三五～二六・二〇	〇・一一八	

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千五百四十六号那覇広域都市計画道路事業
　三・三・三号真地久茂地線

三　事業施行期間　自平成十年七月三十日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千五百四十八号那覇広域都市計画道路事業
　三・四・三十四号県道百五十三号線及び三・四・五号松川石嶺線

三　事業施行期間　自平成十年七月三十日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明